

令和5年

第3回臨時会

会議録

(第1号)

令和5年 4月26日

令和5年第3回 江差町議会臨時会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和5年 4月26日(水) 13時30分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 承認第1号 | 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
めることについて |
| 日程第4 | 承認第2号 | 令和4年度江差町一般会計補正予算(第21号)の専決処分
の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 承認第3号 | 令和4年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)
の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第6 | 承認第4号 | 令和4年度江差町一般会計補正予算(第22号)の専決処分
の承認を求めることについて |
| 日程第7 | 承認第5号 | 令和4年度江差町一般会計補正予算(第23号)の専決処分
の承認を求めることについて |
| 日程第8 | 承認第6号 | 令和5年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の
承認を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第1号 | 令和5年度江差町一般会計補正予算(第2号)について |
| 日程第10 | 議案第2号 | 令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算
(第1号)について |
| 日程第11 | 議案第3号 | 江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設
工事委託に関する協定の締結について |

◎ 会議に付した事件

- | | | |
|------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 承認第1号 | 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
めることについて |
| 日程第4 | 承認第2号 | 令和4年度江差町一般会計補正予算(第21号)の専決処分
の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 承認第3号 | 令和4年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)
の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第6 | 承認第4号 | 令和4年度江差町一般会計補正予算(第22号)の専決処分
の承認を求めることについて |
| 日程第7 | 承認第5号 | 令和4年度江差町一般会計補正予算(第23号)の専決処分 |

- の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第6号 令和5年度江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 令和5年度江差町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第2号 令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第3号 江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結について

◎ 出席議員（11名）

議		長	打越東亜夫
副	議	長	萩原徹
議		員	飯田隆一
	〃		塚本眞
	〃		室井正行
	〃		西海谷望
	〃		小梅洋子
	〃		小野寺眞
	〃		小林くにこ
	〃		出崎太郎
	〃		大門和幸

◎ 欠席議員（1名）

議	員	薄木晴午
---	---	------

◎ 出席説明者

町		長	照井誉之介
副	町	長	田畑明
教	育	長	出崎雄司
総	務	長	岸田礼治
まちづくり	推進課	長	尾山徹
財	政	長	長尾恵一
税	務	長	西海谷靖
町	民	長	畑竜哉
健	康	長	白鳥智子
健	康	参	若狭巧
産	業	長	竹内強
追	分	長	国仙敏孝
建	設	長	岸田雄治

高齢あんしん課長	畑 明日香
出納室長	岸田真由美
学校教育課長	宮津宗介
社会教育課長	安田克臣
総務課主幹	森 直彦

(議会事務局)

局	長	梅川年代
書	記	三宮弘之

開会 13:30

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員は、11名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただ今から、令和5年第3回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、4番小野寺議員、5番西海谷議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。
今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。
従いまして、今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

はじめに、G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合の国主催レセプションにおける、南が丘小学校児童による、子ども環境宣言書の経済産業省・環境省両大臣への手交についてご報告申し上げます。

去る4月15日、16日の2日間にわたって札幌市内で行われましたG7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合の関連行事として開催された国主催レセプションにおいて、昨年度、北海道フロンティアキッズ育成事業に参加した道内5校の小学生がまとめた子ども環境宣言書を、町立南が丘小学校児童が代表して、経済産業省・環境省の両大臣へ手交いたしました。

子ども環境宣言は、G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合を契機に、全道で機運醸成及び次世代の環境意識向上を図ることを目的に、北海道フロンティアキッズ育成事業に参加した5校が、地球環境保全のために自らできることを考え、G7参加国に向けて発表するため、各校において取りまとめたものです。

南が丘小学校では、現6年生の児童8人が、総合的な学習の時間を使って、昨年1年間、エサシジズと題し、海と伝統芸能を守っていくことについて、SDGs17の目標と関連づけながら学びを深めてまいりました。南が丘小学校の児童は、この取組で学んだことを踏まえて、海と歴史ある街並みを守るため、マイバッグとマイボトルを使います。という宣言をまとめました。

また、当日のレセプションでは、道内5校がそれぞれまとめた宣言についても、発表動画が放映されております。

当町としましても、引き続き、江差町教育大綱の方針で掲げる、子どもたちの誰ひとり取り残さない教育行政を推進し、SDGsを教育施策の基本的視点として取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、大規模盛土造成地第二次スクリーニングの調査結果についてご報告申し上げます。

南が丘地区に存在する2箇所の大規模盛土造成地につきましては、令和2年度に実施しました現地調査及び優先度評価等の結果をもとに、令和4年3月に第二次スクリーニング調査の発注を行ったところでございます。

調査につきましては、大規模盛土造成地それぞれ2箇所ずつ、計4箇所のボーリングによる盛土のサンプリングを行い、各種土質試験により解析調査などを実施し、また、

併せまして約1年間にわたり地下水位の観測を行うとともに、盛土の安定解析や液状化などの影響につきましても調査検討してきたところでございます。

これらの調査の結果、いずれの箇所におきましても地震時における必要安全率を満たしており、液状化につきましても、顕著な被害の可能性が低いとの判定となったものでございます。

現地の状況におきましても大規模盛土造成地に対する大きな変状はなく、総合的な評価としましては、危険度は低いとの判定結果となったものでございます。

この調査結果をもとに最後に実施しました有識者とのヒアリングにおきましても三次判定、いわゆる対策工までは必要ないとの意見が付されたところでございます。

本調査結果につきましては南が丘自治会への説明及びチラシの配布を行うとともに、今後は町のホームページや町広報などを活用いたしまして広く周知してまいります。

最後に寄附採納についてご報告申し上げます。

はじめに令和5年3月13日、江差町字中歌町199番地5、江差ライオンズクラブ、会長、中村英樹様より、青少年健全育成事業として、町内小学校新入学児童へノート・鉛筆の学用品50セットのご寄贈がございました。

ご寄贈いただきました学用品につきましては、各小学校の新1年生に配布させていただきました。

次に、同じく3月13日、札幌市中央区、NPO法人、奏楽理事長、岩崎弘昌様より、町内各小中学校の校歌CD・DVDセットのご寄贈がございました。

当該NPO法人は、コロナ禍により授業や学校行事で校歌を歌うことができず、校歌に接することや、正しく歌う機会が減っている子供たちのために、プロの音楽家による演奏と歌唱によるCD・DVDを無償で作成し配布する活動を行っており、今回江差町の町立学校5校の児童生徒等に対してご寄贈いただいたものでございます。

ご寄贈いただきましたCD・DVDにつきましては、新年度の入学生を含め全校児童生徒及び教職員に配布させていただきました。

次に、令和5年3月24日、江差町字茂尻町89番地3、第一生命保険株式会社、函館支社、江差営業オフィス、オフィス長、秋野厚子様より、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた支援として、町内小学校新入学児童へタオルチーフ45枚のご寄贈がございました。

ご寄贈いただきましたタオルチーフにつきましては、各小学校の新1年生に配布させていただきました。

次に、令和5年3月30日、札幌市中央区北4条西1丁目3番地、ホクレン農業協同組合連合会、代表理事会長、篠原末治様より、企業版ふるさと納税として、100万円のご寄附がございました。

コロナ禍による資材高騰などで大変な農業者に対し地方自治体からの各種支援を頂いた感謝の意と農業振興や地方創生に役立てて頂きたいとの意向から、全道各市町村に対し企業版ふるさと納税を行ったものです。当町では、豊かな産地づくり総合支援事業に活用させていただきます。

次に、令和5年3月31日、江差町字姥神町26番地1、江差グリーンエナジー株式

会社、代表取締役、戸田勝也様より、現金300万円のご寄附がございました。

同社は、令和5年2月6日より、元山地区において江差風力発電所の営業運転を開始、地域の風資源を利用して江差風力発電所の事業を運営させていただいていることから、発電で得た収益の一部を、江差町の地域振興や、教育の分野で役立てていただきたいと申出があったものでございます。

頂いたご厚志につきましては、具体的な使途が決まりましたら、補正予算として提出させていただきます。

次に、令和5年4月5日、江差町字愛宕町18番地、北清えさし株式会社、代表取締役、湯藤学様より、クリーンアップ作戦及び町内清掃活動等環境保全活動のために現金10万円のご寄附がございました。

頂いたご厚志につきましては、過日開催しましたクリーンアップ作戦をはじめ、町内の不法投棄対応や海岸の清掃活動等に活用させていただきます。

次に、令和5年4月12日、北斗市七重浜7丁目10番8号、矢口港湾建設ヤグチダイバー株式会社、代表取締役、矢口政則様より、栽培漁業推進のための企業版ふるさと納税として、300万円のご寄附がございました。

矢口港湾建設ヤグチダイバー株式会社様からは、昨年度も同額のご寄附を頂いており、回遊性魚種の資源変動に左右されない、当町に適した栽培・養殖漁業を確立するため、豊かな前浜づくりプロジェクトの一環として、本臨時会に補正予算を提案しております。

以上、ご寄附がございましたことをご報告申し上げますとともに、改めましてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3 承認第1号江差町・税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を、求めることについてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (提案説明)

承認第1号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。地方税法等の一部改正に伴い、関連する条例の改正について、令和5年3月31日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「税務課長」

はい。税務課長。

(議長)

税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、承認第1号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書は3ページから9ページ、臨時会資料については、1ページから34ページの資料1となります。

本改正につきましては、令和5年度の地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容でございますが、町民税については、寄附金税額控除の対象となる法人に、社会福祉法人の他に新たに学校法人を追加し、軽自動車税については、種別割のグリーン化特例の適用期限を3年延長するものでございます。

また、固定資産税につきましては、大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を定めるものでございます。

以上が、一部改正の主な内容となっておりますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号 江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第4、承認第2号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第21号)の専決処分の承認を求めることについて、及び日程第5、承認第3号、令和4年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについては、関連がありますので、一括議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました、承認第2号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第21号)の専決処分の承認を求めることについて、承認第3号、令和4年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

港湾センター給水管布設替工事に係る経費の補正につきまして、令和5年3月24日付けをもって専決処分をしたものでございます。

また、あわせまして、繰越明許費の追加補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、承認第2号及び承認第3号について、一括、補足説明をさせていただきます。

まずは一般会計です。議案書13ページの補正予算構成表と、臨時会資料2をご覧ください。去る3月21日に、フェリー乗り場駐車場西側付近において漏水が発生しました。現地を掘削した結果、港湾センター給水管の老朽化による破損のための漏水であることを確認しましたが、港湾センター利用者の利便性確保及び施設の衛生環境を維持するためにも、早急に対応する必要がありましたことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

工事につきましては、水の安定供給を図るためには、漏水箇所の部分補修では厳しいとの判断にたち、給水管延長92.1mを新たに布設替したものです。

補正の内容につきましては、係る工事費について一般会計から特別会計へ繰り出すもので、補正額は295万9千円、全額一般財源となります。

次に、港湾整備事業特別会計です。議案書25ページの補正予算構成表をご覧ください。先ほどご説明しましたとおり、本特別会計では、港湾センター給水管布設替工事に関する予算補正ですので、内容は割愛させていただきます。補正額は同額の295万9千円、全額一般会計からの繰入金となります。

続きまして、議案書28ページをご覧ください。当該布設替工事につきましては、その時点で工期が2週間程度と、年度内にその支出を終わらない見込みであったことから、あわせて繰越明許費の追加を専決処分したものです。

説明は以上となります。ご承認の程よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに一括採決いたします。

承認第2号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第21号)の専決処分の承認を求めることについて及び、承認第3号、令和4年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第2号及び第3号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第6、承認第4号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第22号)の専決処分の承認を、求めることについてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

承認第4号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第22号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外分)事業費・事務費補助金返還に係る経費の補正につきまして、令和5年3月28日付けをもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

はい。承認第4号に係る補足説明をさせていただきます。議案書は39ページの補正予算構成表をご覧ください。

低所得の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、ひとり親世帯以外分、事業費・事務費補助金返還です。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯でひとり親以外の非課税世帯に対し、生活支援を行うものとして、令和3年度に実施したもので、対象世帯の子ども一人当たり5万円を支給したのですが、この度、3月28日付けで国の交付金の額が確定し、既に交付決定を受けていた金額を実績が下回ったことにより、超過交付となった金額を、来る4月28日までに返還する必要があるため、専決処分したものです。補正額は、246万6千円、全額一般財源となります。

以上です。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第4号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第22号)の専決処分の承認を、求めることについて

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第4号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第7、承認第5号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第23号)の専決処分の承認を、求めることについてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

承認第5号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第23号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のほか、合計49の事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、2,464万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、63億1,274万8千円とするもので、令和5年3月31日付けをもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

承認第5号に係る補足説明をさせていただきます。議案書51ページから53ページの補正予算構成表をご覧ください。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に

係る令和4年度に行った48の事業費を年度内に確定させる必要がありましたことから、既に交付決定を受けている交付金を過不足なく充当するため、事業間で充当額を調整するとともに、財源更正も含めて、専決処分したものでございます。

臨時交付金事業の合計では、補正額が2,464万円の減額、財源内訳は記載のとおりとなっております。

次に一般事業ですが、豊かな産地づくり総合支援事業です。先ほどの行政報告にありましたとおり、ホクレン農業協同組合連合会様より、コロナ禍による資材高騰などで苦勞されている農業者に対する支援のために、企業版ふるさと納税100万円をご寄附いただきましたことから、同額を当該事業へ充当し、財源更正したものです。

補正額の合計は、臨時交付金事業、一般事業を合せて、2,464万円の減額、財源内訳は記載のとおりです。

以上です。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第5号、令和4年度江差町一般会計補正予算(第23号)の専決処分の承認を、求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、承認第5号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第8、承認第6号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を、求めることについてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

承認第6号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保(令和5年度春接種)に係る経費の補正につきまして、令和5年4月14日付けをもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

承認第6号に係る補足説明をさせていただきます。議案書は73ページの補正予算構成表と、臨時会資料3をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保、令和5年度春接種です。新型コロナウイルスワクチンの追加接種の有効性や安全性、諸外国における対応状況等を踏まえ、重症化予防を目的として、令和5年度も引き続き追加接種を実施することに伴い、接種体制を早急に整える必要がありましたことから、専決処分したものでございます。

実施期間は、令和6年3月31日までの1年間。対象者は、初回接種1、2回目を完了した65歳以上の方、5歳以上の基礎疾患を有する方、医療・介護施設従事者等の合計3,500人を見込んでいます。令和5年の秋冬に1回の接種を実施する一方、高齢者、基礎疾患を有する方、医療・介護従事者等は、前倒しで、春夏に1回の追加接種を実施します。

接種体制及び接種の予約については、資料に記載のように従来どおりの手法によります。

補正の内容につきましては、以上のような体制整備に必要となる会計年度任用職員の人件費、看護師や薬剤師への謝礼、コールセンター委託料、Web予約システム利用料等に係る経費を計上しており、補正額につきましては、2,399万3千円、全額国庫支出金です。

なお、今回の補正額は、春接種に係る8月末までの分を計上していますので、9月以降の接種費用については、改めて皆様へご相談させていただきます。

以上です。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第6号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、
原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、承認第6号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第9、議案第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第2号)について及び、
日程第10、議案第2号、令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)については、関連がありますので、一括議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました、議案第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、議案第2号、令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

まず一般会計でございますが、今回の補正につきましては、豊かな前浜づくりプロジェクト、公設地方卸売市場事業特別会計繰出金、マイナポイント申込支援事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、486万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,625万6千円とするものでございます。

次に公設地方卸売市場事業特別会計でございますが、一般会計補正予算にもありますように、地方卸売市場卸売業者冷蔵設備更新事業補助に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、701万4千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第1号及び議案第2号について、一括、補足説明をさせていただきます。

まずは一般会計です。議案書84ページの補正予算構成表と、臨時会資料は4をご覧ください。

はじめに、豊かな前浜づくりプロジェクトです。本事業は、略称をハマプロとして昨年度から実施しているものですが、この度、行政報告にありましておとり矢口港湾建設ヤグチダイバー株式会社様より、栽培漁業の推進のためにと、企業版ふるさと納税300万円をご寄附いただきましたことから、ハマプロを構成する取組の一つ、ナマコの資源増大に向けたナマコ増殖礁50基の設置費用に充てるべく、実施主体であるひやま漁協江差支所へ補助するものです。補正額は、342万1千円、財源内訳は記載のとおり

りです。

次に、公設地方卸売市場事業特別会計繰出金、地方卸売市場卸売業者冷蔵設備更新事業補助です。資料5もあわせてご覧ください。

本事業は、公設地方卸売市場に設置している冷蔵設備が、老朽化で故障したことにより更新するための費用に対して補助するものであり、係る費用について一般会計から特別会計へ繰り出すものです。故障した冷蔵設備については、昭和55年に旧江差青果卸売市場が設置し、令和2年に現在の檜山卸共同組合へ移管されたものですが、冷蔵室へ冷風を送り込む装置が故障し修理不可能となったことから、当該組合及び関係小売店の経営支援のため、新たな冷蔵設備を購入する費用に対して、2分の1相当を当該組合へ補助するものです。補正額は、37万円、全額一般財源です。

次に、マイナポイント申込支援事業です。国が実施するマイナポイント事業は、令和4年1月から第2弾がスタートし、最大20,000円のマイナポイントを付与するものですが、申込期限が、本年2月末から5月末まで延長となったことを踏まえ、令和5年度当初予算では2か月分の所要経費を計上しました。しかしながら、2月末までのマイナンバーカードの駆け込み申請等に伴い、マイナポイントの申込期限が、本年9月末まで再延長となったことから、当初予算の計上内容を一部組み替えしたうえ、本年6月から9月までの所要経費を計上したものです。経費の主な内容については、会計年度任用職員の人件費及びパソコンリース料等となっています。補正額は、107万2千円、財源内訳は、国庫支出金が106万9千円、一般財源3千円です。

以上3事業の補正額の合計は、486万3千円、財源内訳は記載のとおりです。

次に、公設地方卸売市場事業特別会計です。議案書は96ページの補正予算構成表をご覧ください。

只今ご説明しましたとおり、本特別会計では、市場の冷蔵設備更新事業補助に関する予算補正ですので内容は割愛をさせていただきます。補正額は同額の37万円、その他特定財源につきましては全額一般会計からの繰入金となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「室井議員」

はい。

(議長)

はい。室井議員

「室井議員」

えーとですね、一点だけ。冷蔵庫のファン取り換えにですね。2分の1の補助で今予

算上げました。これね、組合になってからですね、何年たちますか。組合になってから。これ経営の内容とかある程度、役場で把握してるんだろうか。どうなんですか、その辺。ちゃんとこういうところ頑張っているんだよ。あの古い建物でもですね、私行ってませんよ。あえて。ね。行ってないけど色々直して、やっぱり地域のもの少しでも売りたい、店に持っていきたいと頑張っているんですよ。こういうところですね、ちゃんと目を向けないと、駄目じゃないかなと私は思うんです。

財政課長の判断ではないと思うけれども、やっぱり一回ですね、あの一経営の内容をこれ産業振興課かな。どうなっているんだというのも含めてですね。頑張ってるんだよ。頑張ってるよ、ちゃんと。支援してやるということを考えなきゃ。私は、こういうのが無くなったらですね、大きな損失だと思うんです。そういう考え方は無いんですか。副町長どうですか。答弁できなくてもいいですよ。産業振興課長にさせるんですか。じゃあ、私また行きますよ。また。したらいいよ。産業振興課長。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長

「産業振興課長」

今、室井議員から檜山卸協同組合の関係でご質問をいただきました。まず、檜山卸協同組合につきましては、令和2年4月から今3年が経過したところでございます。この間江差町と上ノ国町から運営費補助ということで、江差町からは172万円を3か年、上ノ国町からは、58万9千円を3か年支援してきたところでございます。

加えて、江差町単独ですね、檜山卸協同組合の運営費の方に資金の貸付要綱というのがございまして、概ね600万程度の回転資金の貸付を行っているところでございます。

聞くとところによりますと、3年間の総括としては、何とか黒字化に持って行けたということで、何とかなってきたというお話は伺っておりますし、ただ、令和5年度からは両町からの補助がなくなるということで、赤字に転落していくのではないかと、単年度ですね。伺っておりますので、これらについてもですね、経営状況をしっかり把握しながら、確認していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(議長)

いいですか。

「室井議員」

いいですか。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

ようするに、商売やっているところなんですよ。みんな厳しいんですよ。お店も。生活感のあるですね、こういう仕事をやっている、事業をやっているところにはですね、やっぱり目をちゃんと光らせてやる。支えてやるということが必要じゃないんですか。他所から来る人だけにですね、それも大事ですよ。観光客来るとも色々なことで来ることも大事だよ。でも肝心の地元ですね、こういう風に頑張っている人のところですね、もうこれ3年間経ったから終わりでしょ。もう何にも関わりないでしょ。後はどうにも頑張ってくださいという考え方が、根本的にあるんですか。

副町長どうなんですか。

「副町長」

副町長。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

はい。一つ組合のいろんな産業資金の関係の整理をする段階で、一定の3年なり何年なりの支援を江差町が中心となってやって、そして檜山それぞれの町を町長も私も商工会も含めて、支援をまた求めながらやってきた結果としては、上ノ国町さんからの支援もいただいてきた。ただ、一定の年数で、出来るだけ自立する部分であったり、小売店をまた増やしていくというか、そう簡単に増えませんが、今後の部分は売り上げ状況を見ながら、この経営状況がちょっとコロナ化もあったものですから、少し見定めて、最初からまた引き続き補助を入れるという話ではなくて、経営状況を見定めた中でですね、何らかの方策が必要であれば、また対応を検討したいと、このように思っています。以上です。

(議長)

いいですね。

「室井議員」

はい。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

副町長ね、やっぱりお店屋さん無くなることは寂しいし、こういう事業をやっているところもね、無くなれば本当に寂しいんですよ。そういう町の実態ってものをね、ちゃんと把握して、対応しないとね、駄目だと私は思いますよ。皆さんちゃんと土曜日でも日曜日でも、休みの日でも、普段の日でも、町中やっぱり見てね、商売やっている人の意見を聞いてください。どうですかと、ね。やっぱりそういうのが行政に必要なんですよ。やっぱり今の江差町の中が、どうなっているのかということ、ちゃんと何よりも大事なことであって、何も素晴らしい花火を上げることでもない、政策を出すことでもない、そういう地に足をついた事業をちゃんと支えてやると。それはお金を出すだけじゃないですよ。何も補助金を出せばいいってもんじゃない。考え方を共有して、ああ役場の行政の皆さんもちゃんと考えてくれる

(議長)

室井議員、質問してください。

「室井議員」

はい。何言ってるんですかこの。

(議長)

意見ですよ。今言っているのは

「室井議員」

だまってれ、この。少し。

(議長)

はい、どうぞ。質問。

「室井議員」

そういうことをわかってほしいから説明しているんだ。今のような答弁なんだ。そんなものは、なんでも聞かなかったようなものだ。そんなの答弁でない。ちゃんとね、そういう方向で頑張るか頑張らないか。役場もちゃんと見ていくってような気持ちがあるのかないか。それだけです。

(議長)

はい。町長。

「町長」

室井議員から熱のこもったご質問をいただいたかなという風に思います。

当然、室井議員はご承知のとおり公設市場という役割が、どうあるべきものかという

ものが前提として、ご理解いただいた中でのご質問かなという風に思っております。

江差町としては開設者として、この市場というものを取り扱わなければならない、それは地域の商業をしっかり支えていくというようなことが大前提であると思えます。

ただ、その一方で、取り扱いをしているお店は、江差町に留まらず、北は大成、あるいは島の奥尻町の商店へも、この市場を通しながら運営をしているというところは、広域性のあるところがございます。

そういう意味からすると、私自身としては、公設市場しっかり運営していくこと、もう一つはその先にある江差町の商店をしっかり守っていくこと、この2点でないかなと思っております。

そういう中で、この3年間、令和4年度までの3年間は、上ノ国町と2町で支援をしてまいりました。それは、各町他の町に対しましても、是非この市場を守るために支援をしていただけないかということ、繰り返し江差町の立場で理解を求めましたけれども、中々それが理解を得られず、江差町と上ノ国町の2町の支援ということになりました。

そういう中で、じゃあ突然令和5年度にこの支援を打ち切ったかということ、そうではなくて、もう以前から3年間で軌道に乗せて欲しいということ、組合の皆さんには申し上げその都度、毎年役場と組合側と意見交換をしながら、このあり方を検討してきたところがございます。そしてこの令和5年度は、まさに支援は無く運営をしていただくという年に入ってきたことでございます。

支援の在り方というのは様々あるんだろうなという風に思っていて、先ほど申し上げました、江差町の商店を守ること、これは私の町長としての大きな責任だと思っておりますし、その点につきましては、室井議員と意を同じくするところだと思っております。

是非ですね、今の意見をいただきながら、しっかりと商業振興に向き合っていきたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

まず、議案第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算（第2号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

次に、議案第2号、令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

次に日程第11、議案第3号、江差町公共下水道江差町上ノ国町下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

（議長）

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」（提案説明）

議案第3号、江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事に係る委託協定を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

協定の内容につきましては、委託の対象、江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事。工事場所、江差町字砂川411番地6。事業費、7,288万円。委託期間、令和5年度。委託の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団、代表者、理事長、森岡泰裕でございます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第3号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、今臨時会に付議された、事件については、すべて議了いたしました。これで会議を閉じます。

令和5年、第3回江差町議会臨時会を閉会致します。
皆さん、ご苦勞様でした。

閉会 14時15分